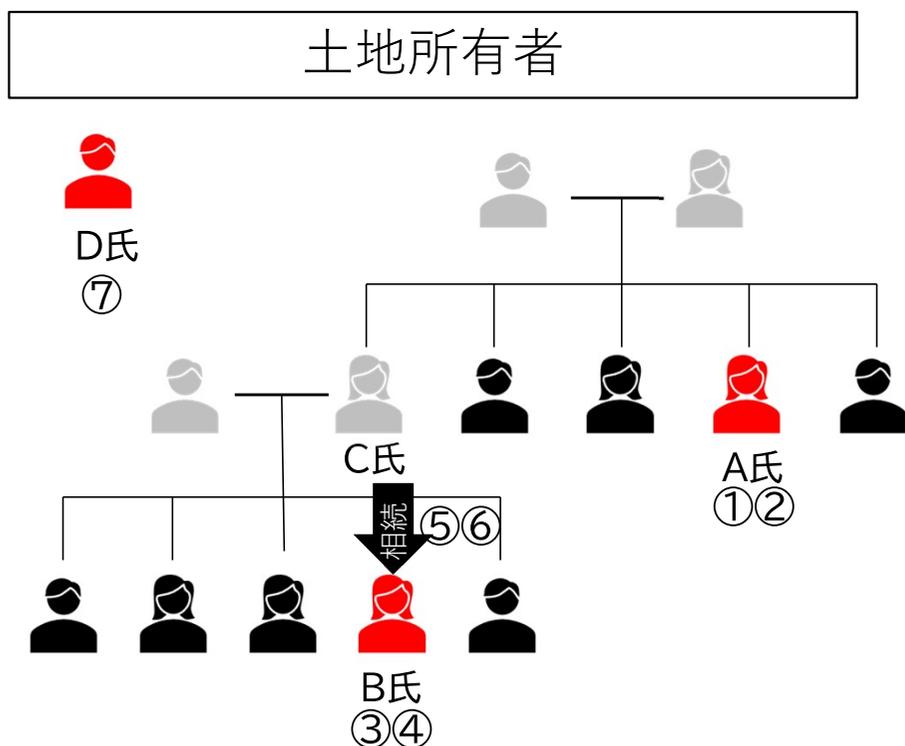


池田2丁目環境保護地区の指定解除について

- 1 令和3年度環境審議会ですいただいたご意見と対応案
- 2 条例及び規則の一部改正について
- 3 解除要綱の制定について
- 4 指定要綱の制定について
- 5 今後のスケジュール案

1 令和3年度環境審議会でごいただいたご意見と対応案

「池田2丁目環境保護地区」の指定解除の申出と適用条項



※5年ごとに更新

土地	所有者	解除申出理由	適用条項	保護協定締結期間※
①	A	制約を受けたくない。	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
②				
③	B	遠方に住んでいて管理が十分に出来ていない。 環境保護地区として守っていく自信はない。	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
④				
⑤	C→B (相続)	経済的な理由により、土地の売買を考えている。	条例第6条第1項第4号 (市長が特に認める場合)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過) R3.9.8相続済み
⑥				
⑦	D	制約を受けたくない。	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)

令和3年度環境審議会でごいただいたご意見と対応案

番号	ご意見	対応案	資料
1	条例第6条第1項第3号には、規則第5条第1項に規定する解除要件が書かれておらず、 <u>規則に定める解除要件は効力を持たない可能性が高い</u>	該当する <u>条例と規則を整理し、一部を改正</u> する	資料p5～9
2	条例第6条第1項第4号「市長がやむを得ないと認める場合」の <u>条件を明確に</u> してほしい	解除要件「市長がやむを得ないと認める場合」の <u>審査基準要綱を制定</u> する	資料p10～14
3	「 <u>指定方針</u> 」は内規ではなく、 <u>条例や規則に明記</u> してはどうか	指定に関する <u>審査基準要綱を制定</u> し、市の審査基準集で公表する	資料p15～16
4	環境保護地区の自然環境が存続していくよう制度を検討していく必要がある	<u>今後、自然環境部会で審議しご報告</u> する	-

- 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(平成元年条例第18号)
- 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成元年規則第47号)

条例:本市独自の政策や市民に義務を課す、権利を制限する等の事項を定めるもの
 規則:条例の施行に関し必要な事項を定めるもの
 要綱:事務処理を進めていく上での指針・基準を定めるもの

2 条例及び規則の一部改正について

解除事由と適用条項

現行では、解除事由は7つあり、1、2、7は条例のみに規定し、3～6は条例及び規則に規定している。

現行

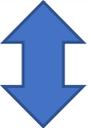
解除事由	適用条項		解除事由	
	条例※ ¹ 第6条第1項	規則※ ² 第5条第1項		
1	第1号	-	自然災害等で緑地が消滅	
2	第2号	-	公益上必要な施設の建築、建設等	
3	第3号	第1号ア	相続による所有者等の変更	経済的理由
4		第1号イ		相続後5年経過
5		第2号	売買等による所有者等の変更	売買等後5年経過
6		第3号	環境保護地区締結後10年経過	
7	第4号	-	市長がやむを得ないと特に認める場合	

※1 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）

※2 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第47号）

条例第6条第1項 及び 規則第5条第1項の改正

現行

解除事由	条例第6条第1項	規則第5条第1項
3	<p>(3) 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合で、当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合</p>	<p>条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。</p>
4	<p>代表例を挙げ残る具体的事例は規則に定めている</p>	<p>(1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。 ア 当該環境保護地区を相続した者(以下この号において「相続人」という。)から経済的な理由による解除の申出があったとき。</p>
5	<p>所有者の変更あり</p>	<p>イ 当該相続があった日から5年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。</p>
6	<p>所有者の変更なし</p>	<p>(2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から5年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。</p>
<p>一貫性なし </p>		<p>(3) 環境保護地区保護協定締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。</p>

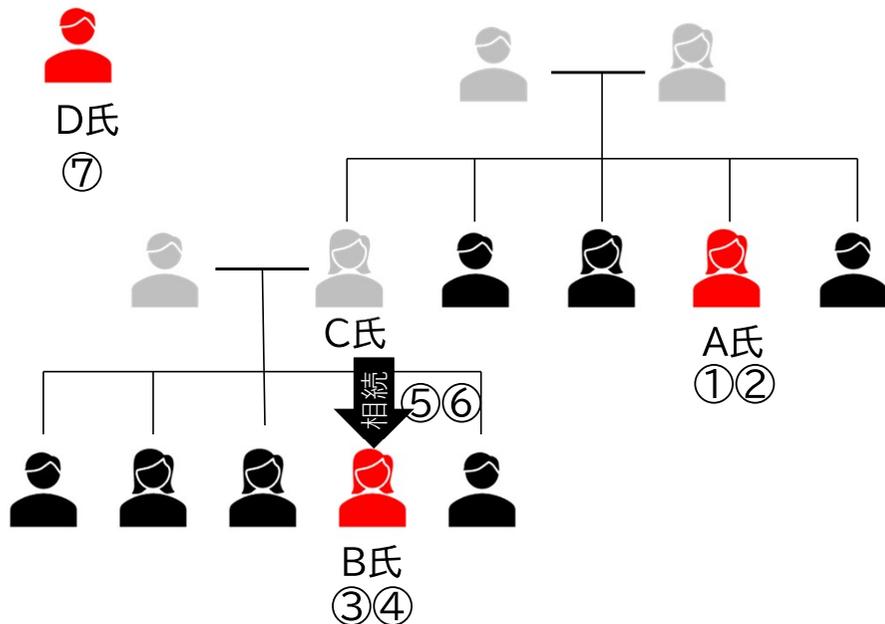
条例第6条第1項 及び 規則第5条第1項の改正

改正案

解除事由	条例第6条第1項	規則第5条第1項
3	(3) 相続 により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)に変更があった場合で、 当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合	条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。 (1) 相続 により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。 ア 当該環境保護地区を相続した者(以下この号において「相続人」という。)から 経済的な理由 による解除の申出があったとき。
4	/ 所有者等の変更 があった場合の代表例を挙げ、残る 具体的事例 は規則に定める	イ 当該 相続 があった日から 5年以上を経過 している場合で相続人から解除の申出があったとき。
5	/	(2) 売買等 により所有者等に変更があった場合で、当該変更から 5年以上経過 し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。
6	(4) 第8条第1項の 保護協定締結後10年以上 を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。	【削る】

「池田2丁目環境保護地区」の指定解除の申出と適用条項

土地所有者



土地	所有者	適用条項		保護協定締結期間※ ※5年ごとに更新
		現行	改正後	
①	A	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	改正 → 条例第6条第1項第4号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
②				
③	B	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	改正 → 条例第6条第1項第4号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
④				
⑤	C→B (相続)	条例第6条第1項第4号 (市長が特に認める場合)	改正 → 改正条例第6条第1項第5号 (市長が特に必要と認める場合)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過) R3.9.8相続済み
⑥				
⑦	D	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	改正 → 条例第6条第1項第4号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)

3 解除要綱の制定について

解除事由と適用条項

現行では、解除事由は7つあり、1、2、7は条例のみに規定し、3～6は条例及び規則に規定している。

現行

解除事由	適用条項		解除事由	
	条例※1第6条第1項	規則※2第5条第1項		
1	第1号	-	自然災害等で緑地が消滅	
2	第2号	-	公益上必要な施設の建築、建設等	
3	第3号	第1号ア	相続による所有者等の変更	経済的理由
4		第1号イ		相続後5年経過
5		第2号	売買等による所有者等の変更	売買等後5年経過
6		第3号	環境保護地区締結後10年経過	
7	第4号	-	市長がやむを得ないと特に認める場合	

※1 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）

※2 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第47号）第5条第1項

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第6条第1項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準を定める要綱

制定案

解除事由	条例第6条第1項	要綱
7	(5) 前各号に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合	<p>第1条 この要綱は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(平成元年条例第18号)(以下、「条例」という。)第6条第1項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 条例第6条第1項第5号の市長がやむを得ないと特に認める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第6条第1項第1号から第4号までの事由に該当したことにより環境保護地区の一部の土地の指定が解除された結果、当該環境保護地区の残余の土地の面積が2,000平方メートルを下回った場合において、当該残余の土地の所有者から指定解除の申出があったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、良好な自然環境の形成・維持にとっての必要性、申出者において指定解除を必要とする事情等を総合的に勘案し、市長が特に必要と認められた場合であって、熊本市環境審議会において指定解除が適当と認められたとき。</p>

「池田2丁目環境保護地区」の指定解除の申出と適用条項

土地	所有者	面積(m ²)
①	A	859
②		
③	B	513
④		
⑤	C→B	1,023
⑥		
⑦	D	181
合計		2,576



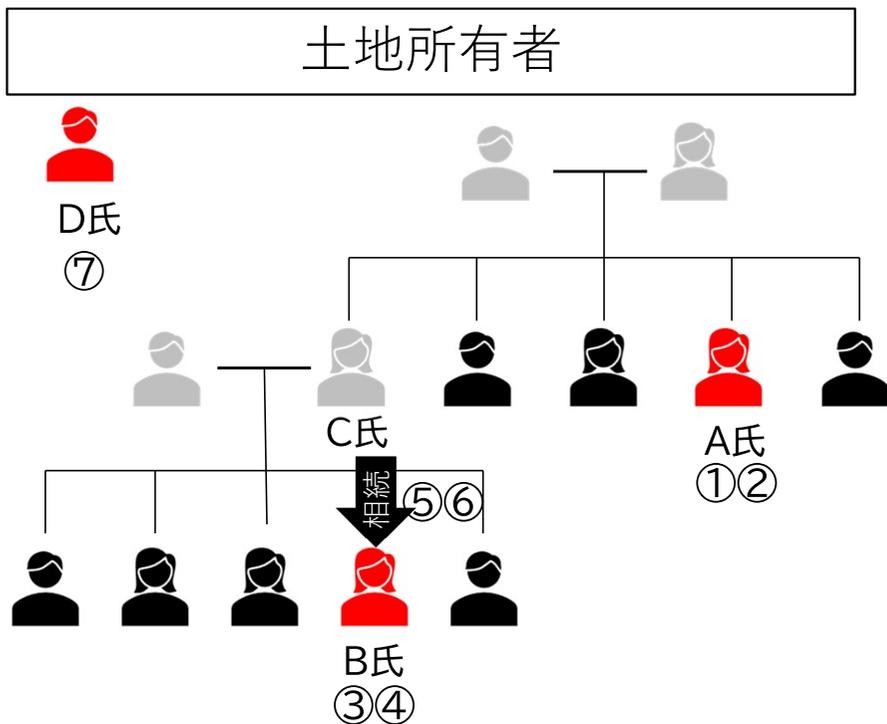
周辺土地(①~④、⑦)が解除された場合、**残余面積は2000m²未満**



土地⑤⑥の適用条項(要綱第2条第1項)

条例第6条第1項第4号の事由に該当したことにより環境保護地区の一部の土地の指定が解除された結果、当該環境保護地区の**残余の土地の面積が2,000平方メートルを下回った場合**において、当該残余の土地の所有者から指定解除の申出があったとき。

「池田2丁目環境保護地区」の指定解除の申出と適用条項



土地	所有者	適用条項		保護協定締結期間※ ※5年ごとに更新
		現行	改正後	
①	A	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	条例第6条第1項第4号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
②				
③	B	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	条例第6条第1項第4号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)
④				
⑤	C→B (相続)	条例第6条第1項第4号 (市長が特に認める場合)	改正 改正条例第6条第1項第5号 (市長が特に必要と認める場合)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過) R3.9.8相続済み
⑥				
⑦	D	規則第5条第1項第3号 (保護協定締結後10年以上)	条例第6条第1項第4号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)

3 指定要綱の制定について

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項の規定に基づく環境保護地区の指定の審査基準を定める要綱

1. 緑地の規模 2,000平方メートル以上の緑地を評価の対象とする。 指定方針
2. 評価項目①～③のうち、いずれかが評価Aに該当する緑地を環境保護地区の候補地とする。

評価	評価	A		B	C	D	E
	基準	きわめて良好		良好	普通	環境保護地区の対象としてはやや不適	環境保護地区の対象としては不適
評価項目	①植生自然度 (成立年数)	自然度5	自然度4	自然度3	自然度2	自然度1	なし
		50～100	数十年	数年～数十年	数年	1～数年	1年生草本
	②緑量 (m ²)	16,000～		8,000～ 16,000	4,000～ 8,000	2,000～ 4,000	2,000未満
	③景観	眺望度、被視度、多様性、季節変化、保全度※に該当する場合に各1点を加算し、各項目の点数を加えた点数					
		3		2	1	0	-1

※ 植生保全度において裸地等の点数は「-1」とする。16

4 今後のスケジュール案

日 程	内 容
8月5日(本日)	令和4年度第1回環境審議会
9月	第3回定例会に改正条例案提出
9月	改正条例公布、指定・解除要綱制定
9月	環境審議会で指定解除の可否を判断
9月～10月	環境審議会での審議結果を答申
10月	指定解除の市長決裁、公告
～11月	指定解除の告示(=指定解除)
10月～3月※	環境保護地区制度のあり方を自然環境部会で検討

※ 指定解除の手続きと並行して実施